

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例に
基づく自動車通勤環境配慮計画書及び実績報告書
届出の手引き

令和8年4月
岐阜県

目次

はじめに.....	2
1 対象事業者等.....	3
(1) 対象事業者（特定大規模事業者）.....	3
(2) 計画書を提出する者.....	3
2 手続きの流れ.....	4
3 提出様式と記載例.....	4
(1) 自動車通勤環境配慮計画書の提出.....	4
(2) 自動車通勤環境配慮計画書の記入例と注意事項.....	6
(3) 自動車通勤環境配慮計画書の変更.....	7
(4) 自動車通勤環境配慮計画実績報告書の提出.....	7
(5) 自動車通勤環境配慮計画実績報告書の記入例と注意事項.....	9
(6) 自動車通勤環境配慮指針「第3 従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う 温室効果ガスの排出を抑制するために必要な措置」の解説.....	10
4 公表.....	13
5 提出先及び問合せ先一覧.....	13
6 参考資料.....	14
岐阜県自動車通勤環境配慮指針.....	14
関係様式.....	16

はじめに

岐阜県では、事業者、県民、行政などあらゆる主体が連携し、より実効性の高い地球温暖化防止施策を推進することを目的として、平成 21 年 3 月に岐阜県地球温暖化防止基本条例を制定し、同年 4 月から施行しました。令和 3 年 3 月に気候変動適応施策もあわせて実施するよう一部改正を行い、名称を岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例（以下「条例」という。）としました。

この条例では、自動車の使用に係る地球温暖化対策の章を設け、公共交通機関等の利用等への転換及び自動車の適正な整備等を規定しており（条例第 20 条及び第 21 条）、また、常時使用される従業員の数が相当程度多い事業所を設置する事業者には、「自動車通勤環境配慮計画書」及び「自動車通勤環境配慮計画実績報告書」の提出を義務付け（条例第 24 条及び第 25 条）、その内容等を公表することにより、自主的かつ積極的な取組を促進することとしています。

この手引きは、条例第 23 条第 1 項に基づき策定した自動車通勤環境配慮指針を基に、条例の対象となる事業者の皆様が作成される「自動車通勤環境配慮計画書」や「自動車通勤環境配慮計画実績報告書」の内容等について説明したものです。

地球温暖化対策の更なる推進を図るためには、事業者の皆様のご理解とご協力が不可欠です。条例の趣旨をご理解いただき、積極的に地球温暖化対策に取り組んでくださいますようお願いいたします。

【この手引きで使用する用語】

用語	内容
条例	岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例（平成 21 年岐阜県条例第 21 号）
規則	岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則（平成 21 年岐阜県規則第 40 号）
特定大規模事業所	常時使用される従業員の数が相当程度多い事業所として規則で定める事業所（規則第 10 条） ※ 4 月 1 日において常時使用される従業員の数が 500 人以上の事業所です。
特定大規模事業者	特定大規模事業所を設置する事業者 ※ 「自動車通勤環境配慮計画書」及び「自動車通勤環境配慮計画実績報告書」の提出が義務づけられています。（条例第 24 条第 1 項及び第 25 条）
温対法	地球温暖化対策の推進に関する法律
計画策定事業者	自動車通勤環境配慮計画を定める事業者 ※ 特定大規模事業者とそれ以外の事業者両方を指します。

1 対象事業者等

(1)対象事業者(特定大規模事業者)

自動車通勤環境配慮計画書及び実績報告書を提出しなければならない事業者(特定大規模事業者)は、以下のとおりです。

ただし、すでに計画書を提出しており、提出した計画書の計画期間中である事業者の方は提出の必要はありません。

- ① 4月1日において常時使用される従業員の数が500人以上の事業所を設置する事業者は、提出義務が生じます。
- ② 上記以外の事業者については、提出の義務はありませんが、提出するよう努めてください。(条例第24条第2項)

■対象の判断における留意事項

「常時使用する従業員」の算定方法について

(温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度における算定方法と同じ)

- ・従業員数は、事業所ごとに算定します。
- ・計画書を提出する年の4月1日時点で、期間を定めずに使用されている者もしくは1か月を超える期間を定めて使用されている者(いわゆる「社員」等である期間が連続して1か月を超える者)又は同年の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている者をいいます。(嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている者も含まれる場合があります。)
- ・次の表に、常時使用される従業員として数える例を示します。(○印)

役員	正社員等	臨時雇用者	他への派遣者(出向者)	別事業者への下請け労働者	他からの派遣者(出向者)	別事業者からの下請け労働者
×	○	×	×	×	○	○

※役員であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務につき、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、常時使用する従業員の数として数えます。

(2)計画書を提出する者

自動車通勤環境配慮計画書は、特定大規模事業者が提出します。

なお、対象となった工場等の代表者等が提出する場合は、委任状(本書末尾参照)を提出してください。

Q&A

Q1: 対象となった工場の工場長名で提出してもよいですか。

A: 可能ですが、法人の代表者が作成した委任状を提出してください。

Q2: 県内に対象となる工場が2つあります。2工場分まとめて提出してよいですか。

A: 計画書は、工場ごとに作成し、それぞれ提出してください。

2 手続きの流れ

例（令和4年度から提出する場合）

年度	特定事業者	提出の 時期	県
R4	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">4月1日現在の常時使用される従業員の数が 500人以上の事業所</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(計画期間3年間：R4～6年度) 自動車通勤環境配慮計画書</div>	各年度 7月末 まで	①受付 ②審査 ③公表
R5	対策 の 実 施 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">自動車通勤環境配慮計画実績報告書 (R4年度分) (対策の実施状況)</div>		
R6	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">自動車通勤環境配慮計画実績報告書 (R5年度分) (対策の実施状況)</div>		
R7	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">自動車通勤環境配慮計画実績報告書 (R6年度分) (対策の実施状況)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">(計画期間3年間：R7～R9年度) 自動車通勤環境配慮計画書</div>		
R8	対策 の 実 施 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">自動車通勤環境配慮計画実績報告書 (R7年度分) (対策の実施状況)</div>		
R9	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">自動車通勤環境配慮計画実績報告書 (R8年度分) (対策の実施状況)</div>		
R10	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">自動車通勤環境配慮計画実績報告書 (R9年度分) (対策の実施状況)</div>		

※計画書は計画期間の初年度に、実績報告書は毎年度提出します。

3 提出様式と記載例

(1) 自動車通勤環境配慮計画書の提出

- ①提出書類 自動車通勤環境配慮計画書（規則様式第3号）
- ②提出部数 正本1部
- ③提出期限 計画期間の初年度の7月末日まで
- ④提出先 対象事業所の所在地を管轄する岐阜地域環境事務所又は県事務所環境課
岐阜市内の場合は、岐阜市環境部ゼロカーボンシティ推進課でも対応可能
- ⑤提出方法 メール、郵送、持参

記入例

第3号様式（第11条関係）

自動車通勤環境配慮計画書

令和8年6月30日

岐阜県知事 様

1

住所 **岐阜市藪田南2-1-1**

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 **株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇**

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例第24条第1項（第2項、第3項）の規定により、次のとおり提出します。

<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</p> <p>特定大規模事業者</p>	<p>氏名 <small>(名称及び代表者の氏名)</small></p>	<p>株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇</p>
	<p>住所 <small>(主たる事務所の所在地)</small></p>	<p>〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 <small>(電話番号058-272-XXXX)</small></p>
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</p> <p>特定大規模事業所</p>	<p>名称</p>	<p>株式会社〇〇 岐阜支店</p>
	<p>所在地</p>	<p>〒500-XXXX 岐阜市〇〇町〇番地の〇 <small>(電話番号058-272-XXXX)</small></p>
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</p> <p>配慮計画期間</p>	<p>令和8年度～令和10年度</p>	
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</p> <p>従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置</p>	<p>令和8年度 自動車通勤対策について、総務課で担当することとし、対策の計画作成及び実績の集計を行う。</p> <p>令和8年度 自動車の通勤許可基準について、制度の見直しを図る。</p> <p>令和8年度 公共交通機関と通勤時間帯のバスの増便の協議を行う。</p> <p>令和8年度～令和10年度 自動車通勤者を対象にエコドライブ講習会を開催する。</p> <p>令和8年度～令和10年度 毎月第1、第3金曜日を「ノーマイカーデー」とし、マイカー通勤をしない日とする。</p>	
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</p> <p>4月1日において常時使用する従業員の数</p>	<p>700人</p>	
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</p> <p>自家用自動車のみで特定大規模事業所に通勤する従業員の数</p>	<p>680人</p>	
<p>※岐阜県受付欄</p>		

備考

- 1 各記入欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とすること。
- 3 条例第24条第2項に基づき計画書を提出する場合は、「特定大規模事業者」を「事業者」に、「特定大規模事業所」を「事業所」に読み替えること。
- 4 変更の場合にあっては、変更があった事項についてのみ記入すること。
- 5 ※印のある欄は、記入しないこと。
- 6 「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例に基づく自動車通勤環境配慮計画書及び実績報告書届出の手引き」を参照のうえ記載すること。

<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8</p> <p>連絡先</p>	<p>住所</p>	<p>〒500-XXXX 岐阜市〇〇町〇番地の〇</p>
	<p>部署名・担当者氏名</p>	<p>株式会社〇〇CSR推進室 △△ △△</p>
	<p>電話番号</p>	<p>〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</p>
	<p>e-mail</p>	<p>XXXX・・・</p>

(2)自動車通勤環境配慮計画書の記入例と注意事項

1住所及び氏名

「住所」には、特定大規模事業者の本社等の所在地を、「氏名」には特定大規模事業者企業名並びに代表取締役等の役職名及び代表者名を記入してください。

なお、法人の代表者以外の者が条例に係る諸手続きの委任を受けた場合は、委任状（参考例参照）を計画書に添付し、「住所」には委任を受けた者が所属する事業所の所在地を、「氏名」には企業名及び事業所名並びに委任された者の役職名及び氏名を記入してください。

2特定大規模事業者

特定大規模事業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）、住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）及び電話番号（法人にあっては、その主たる事務所の電話番号）を記入してください。

3特定大規模事業所

該当する事業所の名称、所在地及び電話番号を記入してください。

4配慮計画期間

3年間としてください。

5従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置

計画策定事業者は、自動車通勤環境配慮指針「第3 従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために必要な措置」に示す内容を参考に、事業活動の特性に応じて、適切かつ有効な対策を選定し、実施スケジュールも記入してください。

環境配慮措置の内容には、「公共交通機関等の利用等への転換」と「エコドライブ等の推進」があります。まず、自家用自動車の使用に代えて、バス、鉄道などの公共交通機関や自転車の利用などをするよう努める方策を検討していただき、次に、エコドライブ等の推進方策についても検討してください。措置の詳細については、措置の解説を参照してください。

64月1日において常時使用する従業員の数

「常時使用する従業員」の算定方法（p 3）を参照し、特定大規模事業所における4月1日現在の人数を記入してください。

令和8年度に提出する事業者は、令和8年4月1日現在の人数です。

7自家用自動車のみで特定大規模事業所に通勤する従業員の数

「64月1日において常時使用する従業員の数」のうち、特定大規模事業所までの利用交通手段として自家用自動車のみで通勤している従業員の数を記入してください。

■留意事項

特定大規模事業所までの利用交通手段として自家用自動車のみで通勤している場合をいいます。

例えば、自宅から最寄りの駅又はバス停まで自家用自動車で行き、そこから鉄道・電車又はバスなどの公共交通機関に乗り換えて事業所まで通勤するような、自家用自動車以外の交通手段を併用する場合は含めません。

(3) 自動車通勤環境配慮計画書の変更

自動車通勤環境配慮計画書の内容を変更しようとするときは、変更後の自動車通勤環境配慮計画書を提出してください。

- ①提出書類 自動車通勤環境配慮計画書（規則様式第3号）
- ②提出部数 正本1部
- ③提出期限 変更しようとするときは速やかに
- ④提出先 対象事業所の所在地を所管する岐阜地域環境事務所（岐阜市内の場合は、岐阜市環境部ゼロカーボンシティ推進課）又は県事務所環境課
- ⑤提出方法 メール、郵送、持参又はオンライン申請
- ⑥注意事項 計画書に記載した事項のうち、変更する事項について、変更後の内容のみ記入してください。

(4) 自動車通勤環境配慮計画実績報告書の提出

- ①提出書類 自動車通勤環境配慮計画実績報告書（規則様式第4号）
- ②提出部数 正本1部
- ③提出期限 計画期間の各年度の翌年度の7月末日まで
- ④提出先 対象事業所の所在地を管轄する岐阜地域環境事務所又は県事務所環境課
岐阜市内の場合は、岐阜市環境部ゼロカーボンシティ推進課でも対応可能
- ⑤提出方法 メール、郵送、持参

記入例

第4号様式（第12条関係）

自動車通勤環境配慮計画実績報告書

令和8年6月30日

岐阜県知事 様

9

住所 岐阜市〇〇町〇番地の〇

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例第25条の規定により、次のとおり提出します。

10 特定大規模事業者	氏名 <small>(名称及び代表者の氏名)</small>	株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
	住所 <small>(主たる事務所の所在地)</small>	〒500-8570 岐阜市〇〇町〇番地の〇 <small>(電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)</small>
11 特定大規模事業所	名称	株式会社〇〇 岐阜支店
	所在地	〒500-XXXX 岐阜市〇〇町〇番地の〇 <small>(電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)</small>
12 報告対象年度	令和7年度	
13 従業員の通勤に自家用自動車 が使用されることに伴う温室 効果ガスの排出を抑制する ために実施した措置	<p>自動車通勤対策について、総務課で担当することとし、対策の計画作成及び実績の集計を行った。</p> <p>自動車の通勤許可基準を支店から4km以内禁止とした。</p> <p>自動車通勤者を対象に、エコドライブ講習会を開催した。(3回開催、参加者合計90人)</p> <p>毎月第1、第3金曜日を「ノーマイカーデー」とし、マイカー通勤をしない日として実施した。(年平均参加者割合：45%)</p>	
14 4月1日において常時使用する 従業員の数	730人 (←令和7年4月1日現在の数)	
15 自家用自動車のみで特定大 規模事業所に通勤する従業員 の数	700人 (←令和7年4月1日現在の数)	
※岐阜県受付欄		

備考

- 1 各記入欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とすること。
- 3 条例第24条第2項に基づき計画書を提出した者が実績報告書を提出する場合は、「特定大規模事業者」を「事業者」に、「特定大規模事業所」を「事業所」に読み替えること。
- 4 ※印のある欄は、記入しないこと。
- 5 「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例に基づく自動車通勤環境配慮計画書及び実績報告書届出の手引き」を参照のうえ記載すること。

16 連 絡 先	住所	〒500-XXXX 岐阜市〇〇町〇番地の〇
	部署名・担当者氏名	株式会社〇〇CSR推進室 △△ △△
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	e-mail	XXXX・・・・

(5) 自動車通勤環境配慮計画実績報告書の記入例と注意事項

※**9**～**11**は自動車通勤環境配慮計画書と同様です。

9住所及び氏名

「住所」には、特定大規模事業者の本社等の所在地を、「氏名」には特定大規模事業者企業名並びに代表取締役等の役職名及び代表者名を記入してください。

なお、法人の代表者以外の者が条例に係る諸手続きの委任を受けた場合は、委任状（参考例参照）を計画書に添付し、「住所」には委任を受けた者が所属する事業所の所在地を、「氏名」には企業名及び事業所名並びに委任された者の役職名及び氏名を記入してください。

10特定大規模事業者

特定大規模事業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）、住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）及び電話番号（法人にあっては、その主たる事務所の電話番号）を記入してください。

11特定大規模事業所

該当する事業所の名称、所在地及び電話番号を記入してください。

12報告対象年度

報告書を提出する前年度となります。

13従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために実施した措置

計画策定事業者は、計画書に記入した措置のうち、当該年度に実施予定であった措置の実施状況を記入します。

数値が把握できる内容は、できる限り数値を記入してください。（参加人数、割合など）

144月1日において常時使用する従業員の数

「常時使用する従業員」の算定方法（p 3）を参照し、特定大規模事業所における4月1日現在の人数を記入してください。

令和8年度に報告書を提出する事業者は、令和7年4月1日現在の人数です。

15自家用自動車のみで特定大規模事業所に通勤する従業員の数

「**14**4月1日において常時使用する従業員の数」のうち、特定大規模事業所までの利用交通手段として自家用自動車のみで通勤している従業員の数を記入してください。

(6)自動車通勤環境配慮指針「第3 従業員の通勤に自家用自動車を使用されるに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために必要な措置」の解説

第3 従業員の通勤に自家用自動車を使用されるに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために必要な措置

【解説】環境配慮措置の内容には、「公共交通機関等の利用等への転換」と「エコドライブ等の推進」があります。まず、自家用自動車を使用に代えて、バス、鉄道などの公共交通機関や自転車の利用などをするよう努める方策を検討していただき、次に、エコドライブ等の推進方策を検討していただくようお願いします。

1 推進体制

責任者、担当部署を決めるなど社内の推進体制の整備を図ること。

【解説】自主的な取組を先導し、中心となっていく部署や担当者を選任することで継続的に実施することができます。「エコ通勤ポータルサイト」(国土交通省HP)には、国内外の様々な取組がまとめられていますので、参考にしてください。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000073.html

2 公共交通機関等の利用等への転換

事業者は、従業員が自家用自動車による通勤から、公共交通機関や自転車、徒歩による通勤に転換することを促進するため、次に示す対策を実施すること。

【解説】「公共交通機関等」とは、バス、鉄道など公共交通機関と自転車を指します。

(1) 通勤バスの運行

事業所単独、又は他の事業所と共同して、最寄りの駅から事業所まで、従業員用の通勤バスを運行すること。なお、通勤バスの運行にあたっては、乗車する従業員の人数に応じたバスや低燃費バスなど低公害車の運行に努めること。

【解説】①事業所単独、又は他の事業所と共同して、最寄りの駅から事業所まで従業員用の通勤バスを運行する場合、旅客自動車運送事業の許可等が必要な場合があります。詳細は中部運輸局岐阜運輸支局 (tel : 058-279-3714) にお問い合わせください。

②バスの低公害車には、CNGバス、優良ハイブリッドバス、電気自動車バス、クリーンディーゼルバス、LPGバス、低燃費バスなどがあります。

(2) 自転車利用の促進

- ア 駐輪場の設置等、駐輪環境の改善を図ること。
- イ 通勤用自転車を貸与すること。
- ウ 着替え用ロッカーやシャワー設備の整備など、自転車を利用して通勤する従業員の利便性の向上を図ること。

【解説】国土交通省が策定している「自転車通勤導入に関する手引き」が、自転車通勤制度の導入の検討や、すでにある自転車通勤制度の見直しを行う際に参考となります。

「自転車通勤導入に関する手引き」(国土交通省HP)
https://www.mlit.go.jp/road/bicycle_guidance.html

(3) パークアンドライドの奨励

パークアンドライドで通勤する従業員が利用するための駐車場を確保すること。

【解説】「パークアンドライド (Park and Ride)」とは、自宅から自分で運転してきた自動車を最寄りの駅又はバス停周辺に設けられた駐車場に置き、そこから公共交通機関を利用して目的地へ向かうことです。

(4) 通勤手当の見直し等

- ア 自転車通勤者への手当支給など、通勤手当の見直しを図ること。
- イ 自家用自動車の通勤許可基準を強化するなど、通勤制度の見直しを図ること。
- ウ 通勤用自転車購入のための補助制度を創設するなど、自家用自動車以外による通勤への助成金を従業員に支給すること。

【解説】通勤許可基準とは、例えば、会社から2km未満の自動車通勤を禁止(社員駐車場の使用禁止)するなどルールを定めることです。

(5) 旅客輸送事業者等との連携強化

- ア 通勤時における公共交通機関の利用促進を図るため、旅客輸送事業者との連携を強化すること。
- イ 従業員用通勤バスを共同運行するため、周辺の事業者が旅客輸送事業者との連携を図ること。

(6) 従業員への研修及び啓発

地球温暖化対策に関する研修や、「ノーマイカーデー」の実施など、事業所内において自家用自動車による通勤の自粛を推進する活動を実施すること。

【解説】地球温暖化関係の役立つHPには次のようなものがあります。

- ・岐阜県(省エネ・再エネ社会推進課)
<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11268/>
- ・全国地球温暖化防止活動推進センター
<https://www.jccca.org/>
- ・岐阜県地球温暖化防止活動推進センター
<https://gifu-ondanka.org/>

3 エコドライブ等の推進

事業者は、従業員が通勤に使用する自家用自動車の適正な整備や急発進及び急加速をしない運転など環境負荷を軽減するエコドライブを推進すること並びに従業員が自家用自動車を購入するときは低公害車を選択することを推進するため、次に示す対策を実施すること。

【解説】警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省で構成するエコドライブ普及連絡会では、エコドライブの普及・推進において統一的に用いられる「エコドライブ10のすすめ」を策定しています。

「エコドライブ10のすすめ」（環境省HP）

<https://www.env.go.jp/press/107649.html>

- 1) 自分の燃費を把握しよう、
- 2) ふんわりアクセル「eスタート」、
- 3) 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転、
- 4) 減速時は早めにアクセルを離そう、
- 5) エアコンの使用は適切に、
- 6) ムダなアイドリングはやめよう、
- 7) 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう、
- 8) タイヤの空気圧から始める点検・整備、
- 9) 不要な荷物はおろそう、
- 10) 走行の妨げとなる駐車はやめよう

(1) 自動車整備の促進

自動車を整備するスペースや工具等を設置すること。

【解説】自動車を整備する工具として、エコドライブを推進するため、タイヤの空気圧を確認する工具が想定されます。空気圧の点検をされる場合には、「エアゲージ」を使用しましょう。緊急用のスペアタイヤもチェックしましょう。

(2) 従業員への支援

低公害車購入のための補助制度を創設すること。

(3) 従業員への研修及び啓発

ア エコドライブ講習会を開催するなど、エコドライブ講習に従業員が参加する機会を提供すること。

イ 通勤に使用する自家用自動車を点検整備する機会の提供や、駐車場にアイドリングストップを促す看板を設置するなど、社内においてエコドライブを推進する活動を実施すること。

【解説】①エコドライブ講習は、社内で講師を招いて開催するほか、JAF（一般社団法人日本自動車連盟）や自動車学校においても、エコドライブ講習会が開催されています。

②公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が主催する「エコドライブ活動コンクール」にエコドライブ活動に取り組んでいる企業が参加し、優れた取組事業者が表彰されています。

「エコドライブ活動コンクール」（同財団HP）

<https://www.ecodrive-activity-concours.jp>

4 公表

提出された自動車通勤環境配慮計画書及び自動車通勤環境配慮計画実績報告書の内容については、条例第26条に基づき、その概要を県ホームページで公表します。

5 提出先及び問合せ先一覧

対象事業所の所在地を所管する岐阜地域環境事務所（岐阜市内の場合は、岐阜市環境部ゼロカーボンシティ推進課）又は県事務所環境課

提出先	電話番号及びメールアドレス	事業所所在地
岐阜市環境部 ゼロカーボンシティ推進課	058-214-2149 tanso-zero@city.gifu.gifu.jp	岐阜市
岐阜地域環境事務所 (※令和8年4月1日から所属名が変更となりました。)	058-272-1920 (内線 2911, 2912) c21603@pref.gifu.lg.jp (※令和8年4月1日からメールアドレスが変更となりましたので、ご注意ください。)	羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
西濃県事務所環境課	0584-73-1111 (内線 222, 223) c20502@pref.gifu.lg.jp	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町
揖斐県事務所環境課	0585-23-1111 (内線 211, 212) c20503@pref.gifu.lg.jp	揖斐川町、大野町、池田町
中濃県事務所環境課	0575-33-4011 (内線 214, 216) c20505@pref.gifu.lg.jp	関市、美濃市、郡上市
可茂県事務所環境課	0574-25-3111 (内線 216, 217) c20504@pref.gifu.lg.jp	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
東濃県事務所環境課	0572-23-1111 (内線 216, 218) c20507@pref.gifu.lg.jp	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那県事務所環境課	0573-26-1111 (内線 203, 217) c20508@pref.gifu.lg.jp	中津川市、恵那市
飛騨県事務所環境課	0577-33-1111 (内線 224, 226) c20509@pref.gifu.lg.jp	高山市、飛騨市、下呂市、白川村
県環境エネルギー生活部 省エネ・再エネ社会推進課	058-272-8230 (直通) c11268@pref.gifu.lg.jp	

6 参考資料

岐阜県自動車通勤環境配慮指針

第1 趣旨等

この指針は、岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例（平成21年岐阜県条例第21号。以下「条例」という。）第23条第1項の規定により、事業者がその従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために必要な事項を定めるものである。

事業者は、次に例示する環境配慮措置の内容を参考に、事業所の特性に応じて、実施可能な措置を選定し、従業員の理解と協力のもとに実施に努めることとし、条例第24条に規定する自動車通勤環境配慮計画書は、この指針に基づいて実施する措置を具体的に記載して作成することとする。

第2 用語

この指針において使用する用語は、条例及び岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則（平成21年岐阜県規則第40号）において使用する用語の例による。

第3 従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために必要な措置

1 推進体制の整備

責任者、担当部署を決めるなど社内の推進体制の整備を図ること。

2 公共交通機関等の利用等への転換

事業者は、従業員が自家用自動車による通勤から、公共交通機関や自転車、徒歩による通勤に転換することを促進するため、次に示す対策を実施すること。

(1) 通勤バスの運行

事業所単独、又は他の事業所と共同して、最寄りの駅から事業所まで、従業員用の通勤バスを運行すること。なお、通勤バスの運行にあたっては、乗車する従業員の人数に応じたバスや低燃費バスなど低公害車の運行に努めること。

(2) 自転車利用の促進

ア 駐輪場の設置等、駐輪環境の改善を図ること。

イ 通勤用自転車を貸与すること。

ウ 着替え用ロッカーやシャワー設備の整備など、自転車を利用して通勤する従業員の利便性の向上を図ること。

(3) パークアンドライドの奨励

パークアンドライドで通勤する従業員が利用するための駐車場を確保すること。

(4) 通勤手当の見直し等

ア 自転車通勤者への手当支給など、通勤手当の見直しを図ること。

イ 自家用自動車の通勤許可基準を強化するなど、通勤制度の見直しを図ること。

ウ 通勤用自転車購入のための補助制度を創設するなど、自家用自動車以外による通勤への助成金を従業員に支給すること。

(5) 旅客輸送事業者等との連携強化

ア 通勤時における公共交通機関の利用促進を図るため、旅客輸送事業者との連携を強化すること。

イ 従業員用通勤バスを共同運行するため、周辺の事業者が旅客輸送事業者との連携を図ること。

(6) 従業員への研修及び啓発

地球温暖化対策に関する研修や、「ノーマイカーデー」の実施など、事業所内において自家用自動車による通勤の自粛を推進する活動を実施すること。

3 エコドライブ等の推進

事業者は、従業員が通勤に使用する自家用自動車の適正な整備や、急発進及び急加速をしない運転など環境負荷を軽減するエコドライブを推進すること並びに従業員が自家用自動車を購入するときは低公害車を選択することを推進するため、次に示す対策を実施する。

(1) 自動車整備の促進

自動車を整備するスペースや工具等を設置すること。

(2) 従業員への支援

低公害車購入のための補助制度を創設すること。

(3) 従業員への研修及び啓発

ア エコドライブ講習会を開催するなど、エコドライブ講習に従業員が参加する機会を提供すること。

イ 通勤に使用する自家用自動車を点検整備する機会の提供や、駐車場にアイドリングストップを促す看板を設置するなど、社内においてエコドライブを推進する活動を実施すること。

関係様式

第3号様式（第11条関係）

自動車通勤環境配慮計画書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例第24条第1項（第2項、第3項）の規定により、次のとおり提出します。

特定大規模事業者	氏名 (名称及び代表者の氏名)	
	住所 (主たる事務所の所在地)	〒 (電話番号)
特定大規模事業所	名称	
	所在地	〒 (電話番号)
配慮計画期間		
従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置		
4月1日において常時使用する従業員の数		
自家用自動車のみで特定大規模事業所に通勤する従業員の数		
※岐阜県受付欄		

備考

- 1 各記入欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とすること。
- 3 条例第24条第2項に基づき計画書を提出する場合は、「特定大規模事業者」を「事業者」に、「特定大規模事業所」を「事業所」に読み替えること。
- 4 変更の場合にあつては、変更があつた事項についてのみ記入すること。
- 5 ※印のある欄は、記入しないこと。
- 6 「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例に基づく自動車通勤環境配慮計画書及び実績報告書届出の手引き」を参照のうえ記載すること。

連絡先	住所	〒
	部署名・担当者氏名	
	電話番号	
	e-mail	

自動車通勤環境配慮計画実績報告書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例第25条の規定により、次のとおり提出します。

特定大規模事業者	氏名 (名称及び代表者の氏名)	
	住所 (主たる事務所の所在地)	〒 (電話番号)
特定大規模事業所	名称	
	所在地	〒 (電話番号)
報告対象年度		
従業員の通勤に自家用自動車 が使用されることに伴う 温室効果ガスの排出を抑制 するために実施した措置		
4月1日において常時使用 する従業員の数		
自家用自動車のみで特定大 規模事業所に通勤する従業 員の数		
※岐阜県受付欄		

備考

- 1 各記入欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とすること。
- 3 条例第24条第2項に基づき計画書を提出した者が実績報告書を提出する場合は、「特定大規模事業者」を「事業者」に、「特定大規模事業所」を「事業所」に読み替えること。
- 4 ※印のある欄は、記入しないこと。
- 5 「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例に基づく自動車通勤環境配慮計画書及び実績報告書届出の手引き」を参照のうえ記載すること。

連絡先	住所	〒
	部署名・担当者氏名	
	電話番号	
	e-mail	

【参考例】委任状

委任状

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例に係る届出等に関して一切の権限を下記代理人に委任いたします。

代理人 住所

氏名

〇年〇月〇日

特定大規模事業者

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)